

文教警察企業常任委員会資料

令和元年7月25日（木）

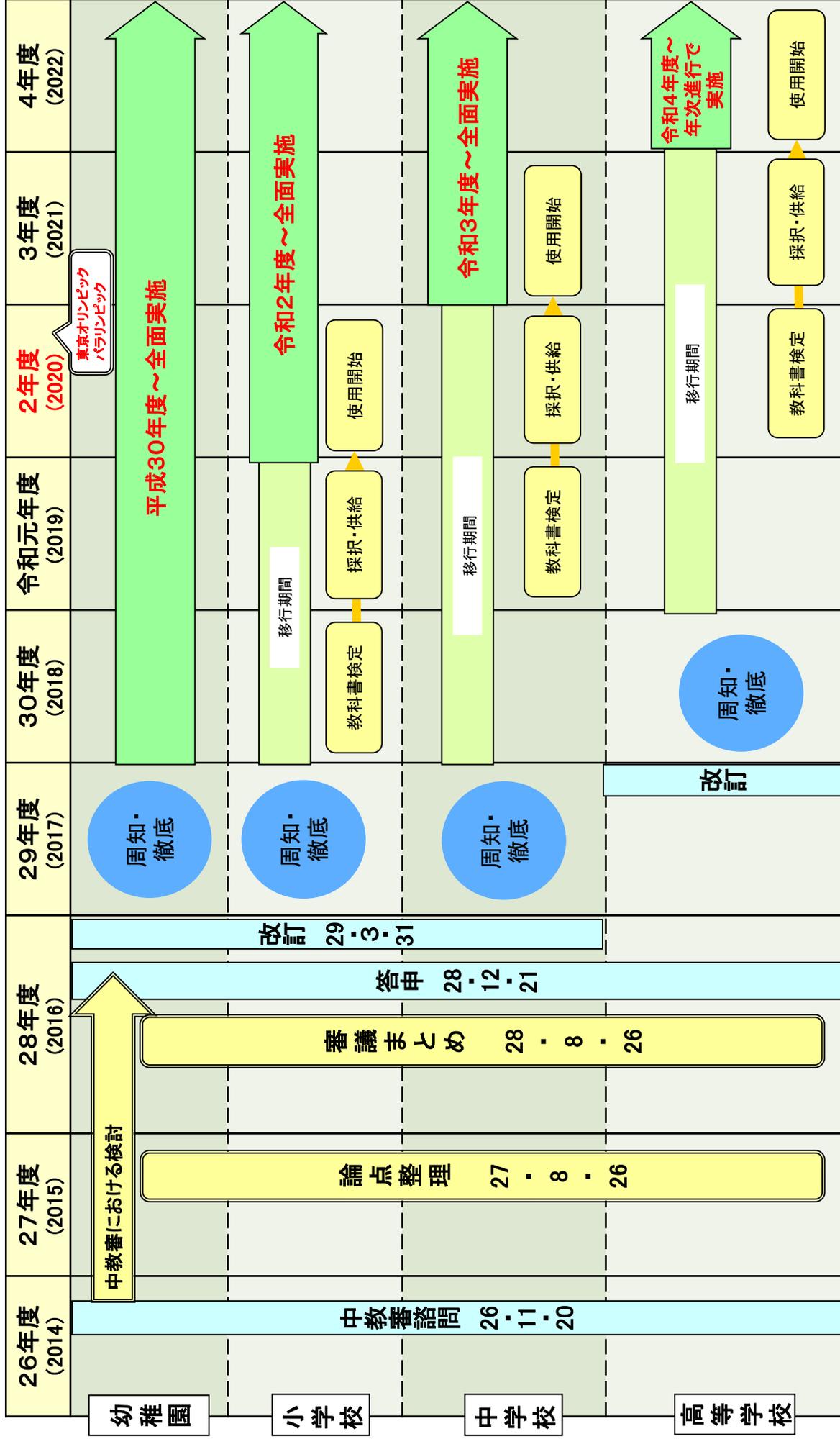
教育委員会

目 次

学習指導要領の改訂について

- | | | |
|---|-------------------|---|
| 1 | 学習指導要領の改訂の基本的な考え方 | 1 |
| 2 | 校種別の改訂のポイント | 2 |

今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール



特別支援学校学習指導要領(幼稚園及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。
特別支援学校学習指導要領(高等部)についても、高等学校学習指導要領と一体的に改訂を進める。

1 学習指導要領の改訂の基本的な考え方

(1) 今回の改訂の基本的な考え方

- ① 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、資質・能力を一層確実に育成。
- ② 子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- ③ 現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- ④ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。(小・中)
- ⑤ 高大接続改革という高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育改革そして両者をつなぐ大学入学者選抜の一体的計画の中で実施。(高)
- ⑥ 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視。(特支)
- ⑦ 障害の重度・重複化・多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。(特支)

(2) 「何ができるようになるか」を明確化

【新しい時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実】

- ① 生きて働く「知識・技能」の習得
何を理解しているか、何ができるか。
- ② 未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成
理解していること・できることをどう使うか。
- ③ 学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養
どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか。

(3) 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの学習過程の改善

- 新しい時代に求められる資質・能力を育成する。知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善を図る。(小・中)
- 生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求めるため、授業改善を図る。(高)

① 「主体的な学び」

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って、次につなげる学び。

② 「対話的な学び」

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ自己の考えを広げ深める学び。

③ 「深い学び」

学びの中で各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう学び。

2 校種別の改訂のポイント

< 小・中学校の改訂のポイント >

(1) 言語能力の確実な育成

- 情報を正確に理解し適切に表現する力の育成（小・中：国語）
- 学習の基盤としての各教科等における言語活動の充実（小・中：各教科）

(2) 理数教育の充実

- 日常生活等から問題を見いだす活動（小：算数、中：数学）や、見通しをもった観察・実験（小・中：理科）などの充実により、さらに学習の質を向上
- 統計教育の充実（小：算数、中：数学）
- 自然災害に関する内容の充実（小・中：理科）

(3) 伝統や文化に関する教育の充実

- 古典など我が国の言語文化の指導の充実（小・中：国語）
- 県内の主な文化財や年中行事の理解の指導の充実（小：社会）
- 我が国や郷土の音楽、和楽器（小・中：音楽）、武道（中：保健体育）、和食や和服（小・家庭、中：技術・家庭）などの指導の充実

(4) 道徳教育の充実

- 道徳の特別教科化による、道徳的価値を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の充実

(5) 体験活動の充実

- 生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視

(6) 外国語教育の充実

- 小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入
- 小・中・高等学校の一貫した学びを重視

(7) その他

- 初等中等教育の一貫した学びの充実
- 主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実
- プログラミング教育を含む情報活用能力の指導の充実
- 障害に応じた指導や不登校等、児童生徒の発達の支援の充実

< 高等学校の改訂のポイント >

(1) 教科・科目構成の見直し

- 国語科における科目の再編（「現代の国語」「言語文化」「論理国語」「文学国語」「国語表現」「古典探究」）
- 地理歴史科における「歴史総合」「地理総合」、公民科における「公共」の新設
- 共通教科「理数」の新設など

(2) 言語能力の確実な育成

- 情報を的確に理解し効果的に表現する力の育成（国語）
- 学習の基盤としての各教科等における言語活動の充実（各教科）

(3) 理数教育の充実

- 日常生活等から社会との関連を重視（数学、理科）するとともに、見通しをもった観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動の充実（理科）による学習の質を向上
- 統計教育の充実（数学）
- 将来、学術研究を通じた知の創出をもたらすことができる創造性豊かな人材の育成を目指し、新たな探究的科目として、「理数探究基礎」及び「理数探究」を新設（理数）

(4) 伝統や文化に関する教育の充実

- 我が国の言語文化に対する理解を深める学習の充実（国語）
- 我が国の文化の特色（地理歴史）、我が国の先人の取組や知恵（公民）、武道（保健体育）、和食、和服及び和室など日本の伝統的な生活文化の継承・創造（家庭）に関する内容の充実

(5) 道徳教育の充実

- 校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師を中心に、全ての教師が協力して道徳教育を展開することを新たに規定

(6) 外国語教育の充実

- 統合的な言語活動を通して4技能の力をバランスよく育成するための科目（「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ」）や、発信力の強化に特化した科目を新設（「論理・表現Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」）
- 小・中・高等学校を一貫した学びを重視

(7) 職業教育の充実

- 望ましい勤労観、職業観の育成や、職業人に求められる倫理観に関する指導の充実
- 持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の視点からの各教科の教育内容を改善
- 産業界で求められる人材を育成するための教科を新設

(8) その他

- 初等中等教育の一貫した学びの充実
- 主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実
- プログラミング教育を含む情報活用能力の指導の充実
- キャリア教育、障害に応じた指導等、子供たちの発達の支援の充実

< 特別支援学校の改訂のポイント >

(1) 学びの連続性を重視した対応

- 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について、子供たちの学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定
- 知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理
 - ・ 中学部に二つの段階を新設、小・中学部の各段階に目標を設定
 - ・ 小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定
 - ・ 小学校等の学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導ができるよう規定

(2) 一人一人に応じた指導の充実

- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である子供に対する教育を行う特別支援学校において、障がいの特性等に応じた指導上の配慮を充実するとともに、コンピュータ等の情報機器（ICT機器）の活用等について規定
 - 【視覚障害】空間や時間の概念形成の充実
 - 【聴覚障害】音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実
 - 【肢体不自由】体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成
 - 【病弱】間接体験、疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫
- 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定

(3) 自立と社会参加に向けた教育の充実

- カリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定
- 幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることを規定
- 生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定
- 障害のない子供との交流及び共同学習を充実
- 知的障害者である子供のための各教科の内容を充実